

大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大井町におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く町民その他の関係者の意見を反映させるため、大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び見直しに関する事項
- (2) 総合戦略の効果検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、町長が委嘱する。

- (1) 大井町総合計画審議会委員（委員が現に存しない場合は、大井町総合計画審議会条例（昭和41年条例第9号）第3条第2項各号に該当する者。）
- (2) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。ただし、現に総合計画審議会の会長が選出されている場合は、当該会長を選出するものとする。

3 会長は、会議を総理し、推進委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、町長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。